

衆議院 經濟産業委員會 議 録 第 十 二 号

令和三年五月十二日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 富田 茂之君

理事 鬼木 誠君 理事 佐藤ゆかり君

理事 関 芳弘君 理事 武藤 容治君

理事 山際大志郎君 理事 斉木 武志君

理事 山岡 達丸君 理事 中野 洋昌君

理事 畦元 将吾君 理事 穴見 陽一君

石川 昭政君 上野 宏史君

小倉 将信君 大岡 敏孝君

門山 宏哲君 神山 佐市君

神田 裕君 工藤 彰三君

小林 鷹之君 佐々木 紀君

鈴木 淳司君 武部 新君

津島 淳君 辻 清人君

富樫 博之君 西村 明宏君

福山 守君 藤原 崇君

徳坂 泰君 星野 剛士君

宗清 皇一君 八木 哲也君

逢坂 誠二君 落合 貴之君

菅 直人君 松平 浩一君

宮川 伸君 山崎 誠君

高木美智代君 笠井 亮君

美延 映夫君 浅野 哲君

石崎 徹君

經濟産業大臣 梶山 弘志君

經濟産業大臣政務官 宗清 皇一君

政府参考人 (公正取引委員会事務総局長) 田辺 治君

經濟取引局取引部長) 土谷 晃浩君

政府参考人 (財務省大臣官房審議官)

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 大坪 寛子君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 富田 望君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 中原 裕彦君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 矢作 友良君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 新原 浩朗君

政府参考人 (經濟産業省貿易經濟協力局長) 飯田 陽一君

政府参考人 (經濟産業省商務情報政策局長) 平井 裕秀君

政府参考人 (經濟産業省商務情報政策局長) 山本 和徳君

政府参考人 (經濟産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局長) 佐藤 悦緒君

政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 松山 泰浩君

政府参考人 (中小企業庁次長) 奈須野 太君

政府参考人 (中小企業庁事業環境部長) 飯田 健太君

参考人 (株式会社日本総合研究所理事長) 翁 百合君

参考人 (中小企業家同友会全国協議会会長) 広浜 泰久君

参考人 (株式会社菊池製作所執行役員副社長) 一柳 健君

参考人 (早稲田リーガルコモンズ法律事務所弁護士) 川上 資人君

經濟産業委員會専門員 宮岡 宏信君

委員の異動 五月十二日

神田 裕君 補欠選任 門山 宏哲君

武部 新君 補欠選任 小倉 将信君

西村 明宏君 補欠選任 藤原 崇君

三原 朝彦君 補欠選任 大岡 敏孝君

同日 小倉 将信君 補欠選任 津島 淳君

同日 大岡 敏孝君 補欠選任 福山 守君

同日 門山 宏哲君 補欠選任 神山 佐市君

同日 藤原 崇君 補欠選任 西村 明宏君

同日 津島 淳君 補欠選任 武部 新君

同日 福山 守君 補欠選任 三原 朝彦君

同日 辞任

同日 津島 淳君 補欠選任 武部 新君

同日 福山 守君 補欠選任 三原 朝彦君

同日 辞任

同日 津島 淳君 補欠選任 武部 新君

同日 福山 守君 補欠選任 三原 朝彦君

同日 辞任

同日 津島 淳君 補欠選任 武部 新君

同日 福山 守君 補欠選任 三原 朝彦君

同日 辞任

同日 津島 淳君 補欠選任 武部 新君

同日 福山 守君 補欠選任 三原 朝彦君

同日 辞任

同日 津島 淳君 補欠選任 武部 新君

同日 福山 守君 補欠選任 三原 朝彦君

同日 辞任

同日 津島 淳君 補欠選任 武部 新君

同日 福山 守君 補欠選任 三原 朝彦君

同日 辞任

同日 津島 淳君 補欠選任 武部 新君

同日 福山 守君 補欠選任 三原 朝彦君

君、財務省大臣官房審議官土谷晃浩君、厚生労働省大臣官房審議官大坪寛子君、厚生労働省大臣官房審議官富田望君、經濟産業省大臣官房審議官中原裕彦君、經濟産業省大臣官房審議官矢作友良君、經濟産業省貿易經濟協力局長飯田陽一君、經濟産業省商務情報政策局長平井裕秀君、經濟産業省商務情報政策局長山本和徳君、經濟産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局局長佐藤悦緒君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長松山泰浩君、中小企業庁次長奈須野太君及び中小企業庁事業環境部長飯田健太君の出席を求め、説明を聴取したと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○富田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○富田委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。宮川伸君。

○宮川委員 おはようございます。立憲民主党の宮川伸でございます。

今日は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案に関連して御質問をいたします。

まず、この背景ですけれども、いただいた資料を見ますと、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、我が国経済は戦後最大の落ち込みを記録、危機に直面、他方、古い経済社会システムから脱却し、新たな日常への構造変化を図るチャンスだということだと思っております。

そういった中で、グリーン社会への転換やデジタル化への対応というようなものがありますが、私は、この中に、もう少しやはりバイオの分野に

関係しても入れ込むべきじゃないかというふう

に思っています。

取引委員会事務局經濟取引局取引部長田辺治

第一類第九号 經濟産業委員會議録第十二号

令和三年五月十二日

いまして、官民双方のデジタル化が重要であるというところを痛感したところでございます。こうした事情も背景に、中小企業庁の関係の行政手続を二〇二三年度までに原則全て電子申請とする方針を進めてまいりたいと思っております。

また、電子申請と申ししても、やはりその利便性を高めていくことが重要でございます。政府全体として、一つのIDとパスワードで様々な行政手続の認証に活用できるGビズIDでございます。汎用的な補助金申請システムであるJグランツ、こういったものの普及を現在進めているところでございます。

また、不正受給の防止という観点では、第三者の関与が有効であるということが実際の執行を通じた教訓として得られておりまして、今年創設しました一時支援金などでは、第三者による申請時の事前確認を必要としているところでございまして、今後とも様々なこうした得られた知見を中小企業施策の実施や改善に役立ててまいりたいと考えております。

○美延委員 政府がこれまでに実施してきた企業向けの支援策の中には、支援を受けるための要件が厳しいものがありました。

例えば、持続化給付金は、売上げが五〇%以上減少していることが必要であり、四九%では受給できない。そのため、売上げを計上する時期を無理に調整したりする企業が見受けられるなど、制度のゆがみとも言える点も出てきているのではないかなと思います。

もちろん、不正受給というのは絶対許されるものではないと思いますが、必要なところにちゅうちょなく支援をする必要があることから、支援を受けるためのハードルは極力下げて、ある程度柔軟な運用を行うべきであると考えます。

また、細かな部分はどうしても複雑化することから、サポート体制も十分に手厚くしなければならぬと思います。

そこで、伺います。事業者目線に立った支援の在り方について、政

府はどのような見解を持っていらっしゃるのでしょうか。お聞かせいただけますでしょうか。

○飯田(健)政府参考人 お答えいたします。給付金でございますけれども、これは、とりわけ厳しい経営状況にあるという事業者の方々、使途に制限のない、確定なども行わずに、そういった現金を支給するということでございます。従来は補助金を超えた対応ということでございますので、単月の売上高については五〇%減を要件としたところでございます。

ただ、五〇%以上いかない方でございますけれども、売上高の減少率に応じていろいろな支援策を用意してございます。

例えば、売上高三〇%以上減少という方々に対しては、事業再構築補助金の特別枠というものを創設しております。事業規模に応じた補助上限も設定した上で、補助率も引き上げております。

また、売上高が五%減、一五%減、又は二〇%減という方々を対象に利子補給を行うことで、実質無利子無担保の融資を実施するといったようなことも行っているところでございます。

また、政府だけでなく、自治体によっていろいろな工夫もされております。売上げが五〇%以上減少していない事業者向けの支援を含めて、地域の実情に応じた独自の支援策を講じているといったところもあるというふうな承知をしております。

経済産業省としても、関係省庁と連携しながら、引き続き事業者への支援をしてまいりたいと思っております。

○美延委員 どうぞよろしくお願います。次に、ベンチャー企業の支援の在り方について質疑していきたいと思っております。

経済産業政策の課題の一つとして、ベンチャー支援が挙げられると思っております。我が国では、ベンチャー企業育成のために支援策をこれまでも多く行ってきたとの認識はありますが、ベンチャー企業の数依然として期待値以上に増えて

きていないのではないかと、大きく成長した成功事例も少ないのではないかと見ております。

私が大阪市議員の時代に、ベンチャー企業育成のために、大阪市が、市の所有地であった水道局の跡地活用でベンチャー企業に対して破格の賃料で貸与するということがありました。その際に、ベンチャー企業の創業者の方々と意見交換をする場があったのですが、私のそのときの感想として、専門的な分野で非常に優秀な方ばかりで、こんな優秀な方が起業するのであれば事業は成功するのかなと実際思いました。しかし、残念ながら、それ以降、その方々とお会いすることもなく、その企業が上場を果たしたというような話も実際聞いておりません。少ない人数でベンチャーで起業すること、いわゆる人材の面、そして資金面に関してネックになったのではないかなと想像しております。

そこで、伺います。まず、ベンチャー企業が我が国において果たすべき役割及び意義についてどのようにお考えか、経済産業大臣の御所見を伺います。

○梶山国務大臣 ベンチャー企業は、我が国経済におけるイノベーションを生み出す主体として極めて重要な存在と認識をしております。特に、ウイズコロナ、ポストコロナの世界においてグリーンやデジタルといった成長戦略を進めるためにも、未開拓の分野に進出し、成長の担い手となるベンチャー企業を創出することが不可欠であると考えております。

一方、我が国では、ベンチャー企業数は近年増加しているものの、企業年齢ゼロから二年の企業が企業全体に占める割合は一三・九%にとどまり、米国の二〇・五%、英国の二二・四%などに比べて低いままです。また、日本の上場企業はソニーやホンダなど終戦直後の十年間に設立された企業が百十九社と最多である一方、米国の上場企業はアマゾンやフェイスブックなど一九九五年から二〇〇四年までに設立された企業が百二十四社と最多となっております。

このような状況を踏まえて、今夏の成長戦略では、ベンチャー企業を生み出し、かつ、その規模を拡大する環境の整備を重要課題として検討する必要がありますと考えておりまして、経済産業省としてもしっかりと協力をしてまいりたいと思っております。今委員がおっしゃったような人材の教育、そして、さらにまた資金調達の方法等も多様化をしていく必要があると思っております。

またベンチャー企業については、この先質疑をさせていただきます。どうもありがとうございました。

○富田委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。本日もよろしくお願いたします。

本日は、下請取引をテーマに質疑をさせていただきたいと思っております。

今回の法改正においては、下請中小企業振興法の改正が予定をされております。本日は、質疑の順番を少し入れ替えさせていただきますが、まず発注書面の交付について、今回、条文中の取扱いを一部見直す、追記するというような改正が含まれております。これについて質問させていただきます。これも、下請企業に対して発注に関する書面を交付すること、これは、本来あるべき取引の習慣としては望ましい姿であると思っておりますが、一方で、これが交付されずに困っている方々がいるのもまた事実であります。

まずは、立法事実から確認させていただきたいと思っております。発注書面の交付がされないことによつてどのような問題が生じているのか、また、その規模等についても分かる範囲で教えていただきたいと思っております。

〔委員長退席、中野委員長代理着席〕

○飯田(健)政府参考人 お答え申し上げます。発注書面の交付でございますけれども、やはり、下請事業者が親事業者と締結する契約につきましては、発注の内容、納期、価格、支払い手

段、支払期日、こういった契約条件について、しっかり書面を受け取って明文化しておくことが重要であるわけでございますけれども、他方で、中小企業庁が全国四十八か所に設置している下請取引に関する相談窓口であります下請かけこみ寺、ここに対しまして年間五百件以上、書面が交付されていないということによる相談が寄せられております。

具体例を幾つか御紹介させていただきますが、例えば、契約書を交わしていないことなどを理由に対価を支払ってくれないですとか、あるいは、契約書がなく心配していたところ、相手方の上司から社内の事情を理由に減額されたですとか、あるいは、発注書をもらえない状態が続いていて、途中で中止を伝えられることもあり困っている、こういったような相談が寄せられております。

こうした事案に対しましては、下請代金法に抵触する場合には、公正取引委員会とともに改善指導などに取り組んでいるところでございますけれども、さらに、今回、今御指摘ありましたように、国会における審議のプロセスを経た法律である下請振興法の振興基準に定める事項の一つとして、発注書面の交付と、これを法文上明記すること、あるいは下請Gメンの活動強化でございますとか、あるいは下請Gメンの活動強化などを図ってまいりたいというふうに思っております。

○浅野委員 ありがとうございます。

今御紹介いただきましたように、本来、発注に関する書面は交付するのが当たり前だと私は思いますが、交付されないどころか、それを一種の悪用しているというような例も散見されております。これは直ちにやはり対処すべき問題だというふうに私は考えております。今回、下請中小企業振興法の条文上にこのことが明記されること自体は評価しているところであります。しかし、本日、議論したいのはその実効性の部分でありまして、じゃ、それをどう守らせるのかという部分であります。

次の質問に移りたいと思いますが、そもそも、

今御紹介いただいた、中小企業の取引慣行を定める、あるべき姿を定める振興基準、私の手元には今その文書があります。約二十ページにわたる文書で詳細に、取引はこうあるべきだというのが書かれているんですが、この振興基準の意義というものを確認させていただきたい。及び、本改正案による法的効力をいかに発揮するのか、どういう効力が発揮されるのか、ここについて答弁をいただきたいと思っております。

（中野委員長代理退席、委員長着席）

○飯田（健）政府参考人 お答え申し上げます。

振興基準でございますけれども、御指摘のとおり、下請中小企業の振興を図るために、下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準でございます。下請振興法第四条に基づきまして主務大臣が行う指導助言の指針としての機能も有しております。

御指摘のとおり、今回、下請振興法の振興基準に定める事項の一つとして、発注書面の交付を法文上明記させていただきたいということでございます。

その効果でございますけれども、一つは、具体的には、国会におけるこうした御審議のプロセスを経た法律にしっかりと明記すること、親事業者、下請事業者双方にとりて、より分かりやすい、よるべき基準として位置づけることで、そのこと自身によりまして更なる周知効果が期待できるわけでございますけれども、政府としても、これを機に一層の周知に努めてまいりたい。これは一つ目でございます。

その上で、実態的なその実効性を高めるということでございますけれども、政府といたしましては、書面交付などを含めたこの振興基準を踏まえた取引がしっかりと行われるように、現在、全国百二十名、下請Gメンという方々によって取引実態の把握を行って、問題事例につきましては、業所管官庁に対して改善への指導助言を要請して、業所管官庁による一層の取組も促してまいれる所存でございます。

○浅野委員 ありがとうございます。条文に明記すること、そして、全国百二十名に及ぶ下請Gメンによる管理監督体制というのは分かりました。ただ、もう一つ、更に言えば、本日の資料二を御覧いただきたいんですが、今御答弁いただきました、この下請振興法の条文上に発注書面の交付という言葉を明記するというところ、それによって周知効果を期待するということなんですが、どういふふうに記載されるのかといえ、ここに記載のように、第二項になりますか、「発注書面の交付その他の方法による」というところを追記するということなんです。

確かに、条文上に明記されることによって周知効果はあるかもしれない。けれども、私が今も問題視しているのは、政府が、大臣が策定し公表することになっているこの振興基準という文章の中には、この発注書面の交付をするようにということがもう既に明記をされております。その上で、今現に、先ほど御紹介いただいたような様々な事例が発生しているということでありまして、

今回条文に追記するのはいいとして、でも、元々この振興基準の文章の中にはそのことが書いてあったにもかかわらず、実際の市場取引においては問題が解決していないという現状が現にございますので、条文に追記するだけで本間にいいの、そして、下請Gメンという制度もこれまでありましたが、それをただ何も変えなくてよいのかというのが私の今日の問題意識であります。

この点について、本気でこの発注書面の未交付に関わる不正な取引を撲滅しようとするのであれば、更に打てる手はないのかというふうに思うわけですが、ここに関して政府の御見解をいただきたいと思っております。

○飯田（健）政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、振興基準でございますが、下請振興法における規定でございますので、法律上私どもとしては指導助言といったようなところに限られておるわけでございますけれども、一方

で、悪質な事案などにつきまして、公正取引委員会としっかり連携しながら取締りを行うといったようなこと、それから、いわゆる下請関係でございますので、事業との関係が非常にありますので、業所管大臣との連携を、この際、国会審議をいただいているわけですから、更にしっかりと連携してまいりまして、取締りの効果を上げていきたい、このように考えてございます。

○浅野委員 是非、そちらの対策はよろしくお願いたします。

その上で、今日は一つ私の方から提案をさせていただきたいと思うんですが、資料の三を御覧いただきたいと思っております。こちらは、発注書面の交付の義務づけに関する対象範囲を分かりやすく整理したのになります。

今、下請代金法という法律がありまして、この代金法においては、限定はかかっているんですが、発注書面の交付が義務づけられている事業者、取引類型というのが存在しています。

右側の絵を見ていただきますと、親事業者の資本金規模を三段階に分けておりまして、縦の方向に見ると、下請事業者の資本金規模を三段階に分けております。三億円以上の資本金の親事業者から三億円以下の下請事業者に発注をする場合、この場合には発注書面の交付というのがこの代金法によって義務づけられている。もう一つ、三億円以下一千万円超の発注者が一千万円以下の下請企業に発注する場合も、これは義務づけられています。

ただ、この制度で義務づけから逃れている例が幾つかありまして、このグレーに染まっている部分、三億円以上の事業者同士で取引をする場合は義務づけの対象とはならない、そして、同じように、一千超、三億円以下の資本金規模の事業者同士で行う場合も対象外、そして、一千万円以下の事業者については発注書面の交付の義務づけはなしという部分なんです。

先ほど御紹介いただいたような様々な事例が既に確認されていることを踏まえれば、この代金法

を改正することによって書面交付の義務づけ範囲をこれらの者にも拡大すべきではないか、そのように思うわけですが、この代金法の改正による対策というのは取れないものなのか、これについて政府の見解をいただきたいと思っております。

○田辺政府参考人 お答えいたします。

下請代金支払遅延等防止法は、独占禁止法で規制されており、優越的地位の濫用行為に対して、簡易迅速に対処するための法律として制定されたものであり、規制の対象となる事業者等の範囲については、独占禁止法の規制における優越的地位が認められやすいケース、これを明確に定めることによりまして、迅速かつ効果的に下請取引の公正化や下請事業者の利益の保護を図るものでございます。

こうした目的を確保するために、下請代金支払遅延等防止法は、下請事業者と取引を行う親事業者に対し、発注の際に書面を交付する義務を課すとともに、それを刑事罰により担保するなど、親事業者の事業活動を規制するものでございまして、下請中小企業の振興を図ることを目的とする下請中小企業振興法とは、その法目的や趣旨を異にするものでございます。

こうした法の目的や趣旨を踏まえまして、下請代金支払遅延等防止法の規制の対象範囲を拡大するという場合には、中小企業を含め、新たに規制されることとなる事業者等の状況を勘案するなどの慎重な検討を要するものと考えてございます。

○浅野委員 慎重な検討を要するというところでございますが、やはり、本来やるべきことをやらずに、しかも、それを悪用していることによって、不利益を被っている下請事業者がいるのもまた事実であります。

確かに、この新たな規制の対象となり得る事業者にとっては、これは、手間暇が増える、負担が増えるものであるかもしれませんが、このあるべき取引慣行を実現するために、国民全体、国全体でどんなルールを作成すべきなのか、そういう観点に立てば、是非、この下請代金法の改正による

取引の是正というアプローチも今後御検討いただきたい、これをお願いさせていただきます。

続いて、次の質問に移りたいと思っておりますが、今回の法改正によって、親事業者と下請事業者の間を仲介する新たな事業者類型を、認定制度を設けるという改正が含まれております。少し名前が長いんですが、下請中小企業取引機会創出事業者という事業者を認定する制度、これを創設することとなっております。

この本制度をなぜ創設する必要があるのか、その趣旨について改めて説明をいただきたいと思っております。

○飯田(健)政府参考人 お答え申し上げます。

下請中小企業取引機会創出事業者認定制度を新たに設けることとしたわけでございますけれども、一般に、下請中小企業でございますけれども、下請分業構造の中で単工程に特化して技術力や生産性を高める、こういった取組を行っていることが多くありますけれども、一方で、そうした事業者は、受注先も限定的あるいは固定的になりがちでございます。受注先も限定的な新規の営業、受注獲得交渉を行うことは非常に難しいというところでございます。親事業者との関係でも弱い立場に置かれて、価格なども含めた契約条件をめぐっても対等な交渉がしづらいというようなことの例も多く聞いております。

こうした中で、近年、親事業者と下請中小企業群との間に、こうした下請中小企業の弱い立場を補って、本来これらの下請中小企業の間にある強みをより一層生かせる新たなビジネスを行う事業者が出てきております。

具体的には、提携するたくさんの中小企業者の強みをデジタル技術を活用して分析、把握する、その上で、自分が発注を受ける大企業などから一括して委託を受けて、提携する中小企業の中から、どの技術を持っている事業者、どういった価格でできるかといったことを、最適な企業群を選定して再委託をする。これによって、従来の取引関係に依存をしないで、中小企業者の技術力な

どを生かした新たな取引機会をつくったり、あるいは適正な価格形成といったものの取引の透明化を実現しているというところでございます。

こうした事業者は、複数の中小企業に発注するというようなビジネスの性質上、やはり発注者と、それから再委託した中小企業者との間での代金受領と支払いとのタイムラグが生じたりする、こういったことでございまして、金融機関の信用が足りなくて当該資金需要に見合う調達に困難な場合が見られて、実際に公的な金融支援を希望するという声も寄せられております。

認定制度でございまして、こういった取組を行う事業者の中から、取引対価の決定に当たって十分に協議を行う、支払い方法の改善に努める、それから、中小企業者の強みを生かした適切な再委託を行う、こういった振興基準に定める事項を踏まえて事業を遂行すると認められる場合に経済産業大臣が認定をいたしまして、この認定を満たす事業者につきましては、幾つかの金融支援を措置するという形で、また、認定によりまして優良な事業者を明確化して中小企業者が安心して取引を行える、そういった趣旨で制度をつくったわけでございます。

○浅野委員 ありがとうございます。今おっしゃっていただいたような既存の中小企業の中には、取引先が限定的、固定的、そして、それを補うために、この仲介する新たな事業形態を創設するという、この必要性については理解ができませんが、私が今懸念しているのは、この新たな仲介事業者が本当にプラスの効果だけをもたらすのかどうか、ここについては非常に、一種の懸念を持っております。

先日の本会議でも大臣に対して質問させていただきましたが、私が持っている懸念は、この仲介事業者が間に介在することによって、これまでの取引ネットワークの形が大きく変えられて、そして、取引機会を創出してもらえない事業者がいる一方で、失ってしまう事業者も出てきやしないか、そして、取引先の選定基準が透明性、公平公正性

が担保されなければ、いつも同じような事業者に仕事回り、全然回ってこない事業者が出てきてしまうんじゃないか、この部分を非常に懸念しております。

この取引の公平性や透明性をどう対策をしていくのか、まずは政府の見解を伺いたいと思っております。

○飯田(健)政府参考人 お答えいたします。

今回の認定制度でございまして、その認定に当たっては、やはり相当数の中小企業と提携をしているということが必要である。現に、実際、ある事業者も数百社と提携しているということでございます。

再委託される中小企業自身が一定の強みを有しているということも必要になってくるわけでございますけれども、やはり何か認定に当たってそういった制限をかけるということはないかなかなか難しく、認定事業者の目利き力や創意工夫などにも期待しているわけでございますけれども、一方で、認定を受けた事業者というのは、その効果として、金融支援などの政策支援を受けられることになりまして、

したがって、この下請中小企業の振興を図るという本法の法目的、これをしっかりと果たしていただかないといけないというふうに考えております。

したがって、例えば認定事業者によりまして、中小企業の選定に例えば極端な偏りが見られたりするかどうか、本法の目的に照らして不適切な場合には当該事業者の認定は当然行うべきでないと考えてございまして、事業の認定後も、先ほど申し上げた認定基準に従ってしっかりと事業を遂行していただくということを求めておりまして、これを担保するために、経済産業大臣による報告徴収や指導助言、さらに、基準に適合しなくなった場合の認定の取消しの規定、さらには、認定も二年ごとの更新制といったような形にしております。認定事業者による事業実施の公正、透明性を確保していくように、しっかりと監督してまいります。

いと思っております。
○浅野委員 今のような認定の取消しや二年ごとの更新制を導入するという事は、本会議の答弁でもいただきました。

私にも少し踏み込んで質問、最後の質問になるかと思いますが、確認したいのは、資料二、もう一度見ていただく、今回、振興基準の八番の項に、「下請取引の機会の創出の促進」という部分新たに追記されます。これによって、この法的効力を発揮しようとするところを担保しようとしているというふうな何だったんですが、先ほどちよつと紹介した、今既にある振興基準の文章の中では、まだこの部分については記載がされていないんです。だから、この取引機会の創出の促進ということだけ書かれてしまうと、とにかく機会をつくれればいいのか、そこに公平性や透明性というものが置き去りにされないかが心配なわけですから、この振興基準の中では、どのような考え方でこの部分を担保しようとしているのか、最後に簡潔に御答弁いただければと思います。

○飯田(健)政府参考人 お答え申し上げます。これから、法律を通していましたら、振興基準を改定する作業に入ります。その中でしっかりと担保してまいりたいというふうに考えてございます。
○浅野委員 ちよつと答えになっていない答えだと思えますので、またこれは是非今後議論させていただきます。

○富田委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。
午後零時五分休憩

午後一時開議
○富田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
午前に引き続き、内閣提出、産業競争力強化法

等の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、参考人として、株式会社日本総合研究所理事長翁百合君、中小企業家同友会全国協議会会長広浜泰久君、株式会社菊池製作所執行役員副社長一柳健君、早稲田リーガル・コモンズ法律事務所弁護士土川上資人君、以上四名の方々に御出席をいただいております。
この際、参考人各位に一言御挨拶申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。参考人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べたいと思っております。よろしく御願いたします。

次に、議事の順序について申し上げます。
まず、参考人各位からお一人十五分程度で御意見を述べたいと思っております。

なお、念のため申し上げますが、御発言の際にはその都度委員長の許可を得て御発言くださいますようお願いいたします。また、参考人から委員に対して質疑をすることはできないことになっておりますので、御了承願います。

○翁参考人 日本総合研究所の翁と申します。参考人として本法律案について意見を述べさせていただきます。二〇二〇年から感染が拡大しました新型コロナウイルス感染症により、日本でも、人々の生活、そして経済活動にも様々な深刻な影響が出ております。この深刻な影響を克服して、日本は再び豊かな経済社会に戻り、復活していけるよう、様々な支援を政府は行っていく必要があるというふうに思っております。

まず、コロナ禍に伴う大きな社会の変化についての認識を述べたいと思っております。
昨年三月以降、新型コロナウイルス感染症が拡大し、緊

急事態宣言により、テレワークやオンライン教育が始まるなど、人々の生活が大きく変わりました。こうした事態を受けて、内閣府で、昨年五月末から六月初にかけて、一万人に対するアンケート調査を実施しております。そこでは、人々の価値観が大きく変化していることが確認できます。

特に、多くの方がデジタル化の必要性を感じております。行政のデジタル化の必要性だけでなく、リモートワークを経験し、その結果、自宅滞在時間も増えた方も少なくなく、その働き方とか家族との時間とか、こういった柔軟な働き方を志向し、それを可能にする手段としてのデジタル化の重要性に付きましても認識が高まるなど、多くの意識変化が生まれています。

加えて、環境への人々の意識が高まっております。まず、地方移住への関心も高まっております。東京圏の二十代の方たちの地方移住希望は約三割ということで、その傾向は次第に高まっております。また、人々が企業を見る目も、環境対応をしているかどうかということに注目して消費をしたり、投資の際の選別もするようになっております。そこに底流しているのは、気候変動、生物多様性など、環境の重要性への認識の高まり、SDGs、持続可能な社会への達成目標の重要性をコロナ禍で改めて認識したということではないかと思っております。

また、コロナ禍で深刻な影響を受けている企業が増加しております。それらの企業を支援しつつ、こうした企業の経営悪化で影響を受けている方々が次のステップに進んでいけるよう、しっかりと包括的な支援を強化しながら、格差が拡大しないように、人への支援もしていく必要があると思っております。

人々の意識が大きく変わりつつある今、この新型コロナウイルス感染症による危機を長年なかなかわれなかつた社会を変革する契機と捉え、日本社会を前進させる必要があると思っております。その意味で、今後の日本社会に必要なのは、グリーン化、デジタル化、そして、コロナで影響を受けて

いるが新たな社会に対応するためにステップアップしようとする企業への支援が極めて重要であると考えます。

以下、四点に分けて意見を述べさせていただきます。
第一に、グリーン社会への転換、これは待ったなしと考えております。

欧州では、昨年六月頃から、グリーンリカバリーという言葉が多く議論されるようになりました。グリーンリカバリーとは、文字どおり、コロナ危機で停滞した社会を、気候変動を抑制し生物多様性を保護して立て直すという考え方であり、コロナからの復興を環境保全と結びつけていくことです。私は、これは重要な考え方であると思っております。

そして、欧州などでは、以前からカーボンニュートラルへの動きはございましたが、ドイツなどは、もう去年の夏の早い段階で官民挙げてグリーンリカバリーへの取組を開始しており、欧州の多くの国がそうした動きとなっております。我が国も、グリーンリカバリーを実現していくことにより、持続可能な社会を目指して経済社会を立て直していく必要があると思っております。米国では、バイデン新大統領になり、カーボンニュートラルへの動きは国際的に一層加速してまいります。まさに国際的に見ても不可逆的な動きとなっておりますので、政策を総動員しながら、時間軸に沿って、実現に向けて民間の動きを後押ししていく必要があると思っております。

国際的に共通の動きとなつてまいりますと、脱炭素を実現していない企業は、金融市場から厳しい評価を受け、一層資金調達も難しくなりますし、アフターコロナ時代には、サプライチェーンから外されてしまうリスクもございます。ですから、現時点からグリーン社会への転換を図ろうとする企業を支援することは、とても重要な政策だと思っております。

その意味で、期間を区切り、大きな脱炭素効果を持つ製品の生産設備導入や、生産工程等の脱炭

素効果

低下してきておりますが、いまだに高い水準で推移しているようです。

そこで、最後にもう一問、参考人にお伺いしますが、企業の投資マインドを促すという観点から、どのような政策が望まれ、実行していくべきとお考えか、御所見をお伺いできますでしょうか。

○翁参考人 御質問ありがとうございます。

やはり不確実性が高いというのは本当にそのとおりで、特に影響を大きく受けている企業にとつては、投資をしようと思ってもなかなかできないというのは、おっしゃるところかと思っております。ですので、やはり業種によつてかなり影響を受けているところとそうでないところがございませぬので、支援の仕方というの、やはり持続化給付金のような、そういった支援の仕方もございませぬ。

一方で、かなり好調で、アフターコロナが見えてきているようなところ、そういったところについては、まさにそういう方向を支援していくというふうな、きめ細かい支援をできるようなメニューをそろえていくということが大事だと思いますのと、やはり、できるだけ不確実性を減らしていくということ、このコロナの対応にしましても、またそれから将来のグリーン化やデジタル化の見取図にしましても、明確に表していただくということ、政府の部門でできることでしょつかりやつていただきたいなというふうな思つております。

○美延委員 翁参考人、ありがとうございます。

次に、一柳参考人にお伺いしたいんですけれども、副社長を務められている御社、菊池製作所様におかれましては、株式上場されるに当たり、リーマン・ショックを挟んで、大変御苦労の下、会社を成長させてこられたと承知しておりますが、企業が成長していく中で、社内、社外という二面から、それぞれどのようなことを入られて会社運営をされてこられたのでしょうか。日

本の製造業に携わっている企業の道筋として、是非、生の声をお聞かせいただければと思います。

○一柳参考人 御質問ありがとうございます。

私どもの企業は、先ほども御説明しましたように、幾度遷をたどつておるのでございますけれども、一番の新しい企業形態といたしましては、まず、研究所を造りまして、今まではただ物づくりをしておつたところが、新しい血を入れることで、当時、中小企業で研究所を造るということは大体なかつたと思うんですけれども、研究所というものを造りまして、そこに新しい血を入れます。それで、最初はまあ余り会社も期待していませんが、たと思ふんですね、本業が元々よかつたです。その中で、わいわいわいわいやっておる間に、大学とのコネもできて、いろいろできまして、その影響で、今では、十五年たちますと、やはり造つてよかつたなということになつたわけでございます。

それで、我々の仕掛けとしましては、その研究所でいろいろやりまして、スタートアップをやりましたことに対して、やはり出口がないと駄目だ。やはり、六次産業ということがよく言われているんですけれども、出口ということで、我々は、開発、営業とか、実際のできたものを展示する展示室、それを八王子のところに、東京オフィスといつて造つておりました、そういう展示をまづしておりまして、出口もつくれた、一緒に。だから、ただやるだけじゃなくて、出口もつくれた。

そういうことと同時に、外に對しましては、その循環をよくするように、スタートアップを二十ぐらいつくりまして、なおかつ、それから百ぐらい、サポートロボットというふうな、そういう企業群をつくつて、トータル的にサポートロボットは任せてくださいというふうなスキームをつくりまして、それによつて会社全体が大きな変貌を遂げたというふうな理解でございます。

○美延委員 ありがとうございます。もう一問、今回のこの法律案で、成長する企業

に對して、資本金によらない新たな支援対象類型を創設して、規模拡大パスに位置する企業群を含めるなど、切れ目のない支援を実施していくことが盛り込まれておりますが、このことで、御社は、この新しい類型に該当し、支援を受けることになるのではないかと拝察しておりますが、会社として、実際、この支援が得られることでどのようにならぬのか、具体的なイメージがありましたら是非お聞かせください。

○一柳参考人 御質問ありがとうございます。

二つ考えられると思ひますけれども、切れ目のない支援ということで、これから我々のような中堅、まあ中小企業のちよつと上の、資源の乏しいというか、人的な資源が乏しい企業においてもスタートアップを今の倍ぐらいできる、例えばの話です。そうすると、層が物すごく厚くなりまして、いろいろな企業をもつと支援して大きな事業になつていくんじゃないかということ、先ほど申しましたように、スタートアップの恵まれない層もありますので、要するにその下も支援していくということ、最終的には企業力が相当ついてくるなということ、要するに、その資金を有効に活用していきけるなということと同時に、海外、やはり我々の企業だけでは、もちろん海外に、韓国、中国に我々は工場は持つておりますが、本場の開発センター的なものはまだ持ち得ないということになっておりますので、そういうような分野に、是非とも、そういう縁でもありませれば展開していきたいというふうな考えております。

以上でございます。

○美延委員 ありがとうございます。終わります。

○富田委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。本日は、参考人の皆様には、大変貴重なお話を伺うことができました。心より感謝を申し上げます。

これからの時間を使わせていただいて、皆様、今回法改正が議論されている産業競争力強化法等の改正案の前身について少しばかり御意見をいただきたいと思つておりますので、よろしくお願ひいたします。

まずは、広浜参考人と一柳参考人のお二人にお伺いをさせていただきたいと思つておりますが、今回我々が議論をしているこの産業競争力強化法の改正案の前身については、これまで、親事業者と下請事業者の間に介在してその取引をコーディネートするような役割を担う、いわゆる仲介事業者の認定制度の創設というものが検討されております。発注側がある程度の仕様をその仲介事業者に示したら、この仲介事業者がその仕様に従つて得意な下請企業を選定して、そこに再発注をかける、そんな仕組みになつていまして、これまでも、私がこれまでのこの委員会の中で少し懸念を表明してきましたのは、この仲介事業者の存在によつて取引の透明性や公平性というものが少し変化してしまふおそれはないのか、これまであつた取引機会が、仲介事業者が入ることによつて取引機会を喪失するようになつていらないのか、こういった懸念をこの委員会の中で議論してまいりました。

中小企業を経営されているお立場から、この仲介事業者という存在に對してどのような御認識をお持ちしているか、もし懸念点などあれば是非教えていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○広浜参考人 ありがとうございます。

仲介業者のことについては、私どもの組織ではまだ深く議論したことはないのですが、自分の感覚でしかお答えできないんですけれども、

一般に、親会社、子会社という形というのか、初めから取引があるところはいいんですけれども、そうじゃない場合は何が問題かというところ、仕事を提供する側とすると、自分たちは何ができますよというのを広く世の中に知つてもらふ、そういう手だてがないんです。だから、なかなかよ

というものが生かされないということがありま
す。逆に、発注する側は、どういふところが
いいものがあるのかというところが分から
ないから、マッチングがなかなかできな
いというところが懸念材料だった。

そういう中で、仲介業者というのが適切な形
でやつてもらえると、確かに、それぞれのよ
さがあるという形になっていいのかなといふ
ふうに思っています。

ただ、その仲介業者が、簡単に言くと、質
の悪いところだったらいんですけれども、質
の悪いところだと何をされるか分からない
ところというのを、確かにあるなというこ
とをすごく感じています。

私のところの場合でいうと、仲介業者が
入っているわけではないんですけれども、や
はり実際に販売しているのは、ドライバー
が多いんです。その先のユーザーとの取引
というのはほとんどない、一部にあるだけ
だから、我々がどういふことができてま
すよというところは、ドライバーを通じて、
その先のユーザーというか、おしよゆメ
ーカーとか、灯油メーカーとかそういう
ところに行きます。

だけれども、それは、いい形でうまく話
が伝わっていくと、いい、ドライバーにと
てもいい、ユーザーにとってもいい、我々
にとってもいいという形ができるんです
ね。それが、情報がシャットダウンされ
ていまして、我々として改善したくても
何もできないというところが過去にもあ
ったというところがあるので、適切な形
での仲介業者がいてくれたら、こんなや
はりうれしいことはないんだらうなとい
うことを感じていて、思っています。

以上です。ありがとうございます。

○一柳参考人 私の感じとしては、仲介
業者とされるのは、多分、私の理解とし
ては、商社に近いのかなというよう
な感じを持っています。けれども、優秀
な商社ならば、我々の世界を股にかけて
おられる営業力では国内とちよつと海外
程度しか

業力はないんですけれども、それが、世界
を股にかけて仲介業者さんが新しいこと
を持ってきていただければ、これはもう
十分ウェルカムなこととさせていただきます
けれども、そういう立場になることを期
待しております。

○浅野委員 どうもありがとうございます。
もう一問、広浜参考人にお伺いしたい
と思っております。

参考人は、今日、参考資料の、お持ち
いただいた資料の中で、ローカル型経済
への転換といふもの、重要性にも触れ
ておられました。私も、それは大変重要
です。コロナ禍を乗り越えた後、各地
方の地域の経済が循環的に回っていく
ことも重要だと思います。そしてまた、
これまでのこの委員会での質疑の中で、
地銀やコミュニティバンクについても議
論がございました。

私自身、今お話しに上りました仲介事
業というの、是非、地銀やコミュニティ
バンクがこれら担いながら、地域の中小
企業の強みを地域の中で把握している
地銀、コミュニティバンクこそ適当では
ないかという考えを持っています。この
地銀、コミュニティバンクにこうい
った仲介事業をさせること、これにつ
いての御意見をお伺いいただけますか。
○広浜参考人 ありがとうございます。
今御指摘になったように、地域の金融
機関がその役割をするというのは、私
自身も理想的な形だと思っております。

というのは、先ほど、いろいろな金融
機関、それぞれ特色があるよなとい
うお話もさせていただきました。金融機
関はそこを特色にしなきゃいけない
というところは感じていて、まさにそこ
にこそ特化すべきじゃないかというこ
とを感じています。

地域循環ということになりますと、やは
り、銀

行もそうなんですけれども、地域に
ある全ての事業所、会社は本
当にやはり重要で、一社潰れると、
その分、地域が消費するといふぐ
らいの意識でいなきやいけないだ
らうというふうな思っています。
できる限り地域で経済が循環し
ていくという仕組みにしたいと、
なかなか、そういった形で、落ち
こぼれているところが出てきても
おかしくないというところがあり
ます。ということ、ローカル、ある
いは地域循環といふのをとても大
切にしている。だから、我々も、一
社も潰さないという形で運動して
いるのは、一社潰れたら、その分、
地域が疲弊するよというところが
明らかかなので、そんな思いを持
ちながらやっています。

そういう意味で、地域金融機関
さんがそういった役割を担って
いただけるというの、は本
当にうれしい話だと思っております。
以上です。

○浅野委員 どうもありがとうございます。
次の質問は川上参考人にお伺い
したいと思っております。

仲介事業者というのは、いい面も
ある一方で、やはり、私も懸念
しているように、透明性、公平
性が担保されない場合には、極
めて大きな懸念も出てくるわけ
であります。プラットフォーム
についてのいろいろな課題意識
をお持ちだと思います。今回、
いわゆる仲介事業者、今現存し
ている該当している事業者とい
うのは、いわゆるインターネット
でのプラットフォームを通じて
労働者をマッチングさせるよ
うなサービスをしている事業者
が主に想定されているんですが、
こういう、フリーランスの方
がそういったプラットフォーム
を使って仕事を手にしている
例もたくさんあります。

一方で、やはりいろいろな問題
が起きていると思っておりますが、
この仲介事業者の認定制度を設
けるに当たって、参考人が御存
じの範囲で、どういふ懸念が
想定されるのか、特にフリー
ランスの方々に対して、お感
じになつていられる部分があ
れ

ば、是非教えていただきたいと思
います。

○川上参考人 どうもありがとうございます。
済みません、仲介事業者の認定
制度というのは、どの法律にお
いてという、前提は、(浅野委員
)「請振興法ですね」と呼ぶ
あ、そうですね。労働の分野
における仲介事業者の問題とい
うのは、やはり、仲介にすぎ
ないという立場を法的には用
いることで一切責任を負わな
いというふうな、今、立てつけ
を仲介事業者側が主張してい
るので、そうすると、働き手
としては何の補償も受けれ
ない、誰に対して責任を求め
ればいいのかというジレンマに
置かれていて、例えば、ウー
バーで言うと、その配達員と
契約しているのはあくまで飲
食店です。というの、ウーバー
ドライバーの立場なんです
ね。ウーバーは、配達員に業
務委託さえしていないんです
という立場なんです。

でも、社会的実態として見れば、
ウーバーというフードデリバリー
事業者が配達員の人にこの配
達をお願いし、業務委託関係、
最低でもそれが認められるの
は明らかなんですけれども、
企業側としては、業務委託関
係をさえない、業務委託をして
いるのはレストランなんです
というの、会社の立場なんです
ね。そうすると、もし事故があ
つたら、契約の問題があつた
、いろいろな問題があつたら、
全部レストランと料金交渉し
て、それがウーバーという
会社、仲介事業者の公式の立
場として彼らは言っているん
です。

だから、仲介というものにな
つたときに、そういった法的な
言いが可能になつてしまつて
いる今の法制度が問題だと思
うので、デジタルプラットフォーム
の透明化法とかは、仲介事
業者とされる人に、少なく
はありますけれども、一定の
法的義務を課すという第一
歩ではあつたと思うんです
ね。なので、仲介事業者の特
殊性というの、そういった
いろいろなところが出てくる
ので、仲介事業者だから一切
責任を負わない、追及でき
ないという今の法制度を何
とか考えて、社会実態とし

て

て社会的責任を負わせるというふうな法制度を早く整備していただきたいなと思います。

○浅野委員 どうもありがとうございます。仲介といつても、単なる紹介なのか、委託なのかで大きなやはり責任の持ち方の違いがあるというところは、我々もよく肝に銘じながら今後議論をさせていただきたいと思えます。

続きまして、翁参考人にお伺いさせていただきたいと思えます。

大きく二つ質問させていただきたいと思えますが、一つ目は、今の質問の延長線上で、地方経済の活性化というものを考えたときに、地銀とコミュニティバンク、先ほど広浜参考人にも質問させていただきましたが、この地銀、コミュニティバンクが事業者と事業者を結びつける仲介役を担うということについての見解が一つ。

もう一つは、ちよつとテーマが変わりますが、今回、カーボンニュートラル投資促進税制と、あと、DX投資促進税制という二つの税制の創設も検討されております。こちらについては、税額控除の上限が一〇%というふうに定められておるんですが、諸外国の例を見ますと、例えばアメリカでは三〇%という税額控除を適用しています。日本もこれからグリーン化、デジタル化を加速させていかなければいけないという中で、この一〇%という水準についてどうお感じになられているか。経産省の言い分としては、十分だというふうに主張しているんです。だけれども、産業界から見るとどうなのか。

この二つについて御意見をいただきたいと思えます。

○翁参考人 御質問ありがとうございます。

まず、一問目でございますけれども、マッチングをコミュニティバンクと地銀がやるというところについては、情報が地銀には集まっておりますので、顧客基盤もその地域にはたくさんございませすし、そういう意味で、地域での循環というのは先ほどお話しございましたけれども、地方経済の活性化に地銀が果たす役割として、そういったマツ

チング機能というのは非常に期待できるころではないかと私も思います。

また、地方銀行は、先ほどちよつと申し上げましたけれども、今後いろいろなことができるようになってまいりますので、業務範囲も緩やかになってまいりますし、そういった地方のためにできることについて、いろいろ、手足を縛られずにできるようにしていくといいなというふうに希望しております。

それから、カーボンニュートラル税制、DX税制については、もちろん、もつと税額控除が大きい方が、それはインパクトがあるんだろうなというふうには思えます。この一〇%というのがどういふふうなところからきているのかは分かりませんが、それでも、今非常に、どこに集中的にやっていくのかということと、あと、そのほかにもいろいろ、基金とかをつくったりということ、例えばカーボンニュートラルについても研究開発を進めたりということであると思えますので、予算全体の中でどういう配分をしているのかなということ、こういう数字が出てきたのかなと思えますけれども、やはり、もちろん、規模が大きければ、それだけインセンティブは湧くかなというふうには思っております。

是非、現場の方々の御意見なども御参考にしていただければなというふうに思っております。

以上でございます。

○浅野委員 終わります。どうもありがとうございます。

○富田委員長 これにて参考人に対する質疑は終わりました。

この際、参考人各位に一言御礼を申し上げます。参考人の皆様には、貴重な御意見をお述べいただきました。誠にありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

次回は、来る十四日金曜日午後零時五十分理事會、午後一時委員会を開会することとし、本日

は、これにて散会いたします。
午後三時三十七分散会